

東京競馬場施設の利用心得【主催者対象】

日本中央競馬会 東京競馬場

平成30年1月1日

下記は、馬術競技会等のため、東京競馬場の施設を利用する**主催者**が対象となる事項です。「東京競馬場施設の利用心得【全利用者対象】」と合わせ、厳守していただくようお願いします。また、主催競技会等において参加者が、「東京競馬場の利用心得【全利用者対象】」に反した行為を行わないよう指導・監督して下さい。

記

1. 利用原則について

競技会等の運営に際し、一般来場者・競技会等参加関係者、馬匹の安全を確保することを第一として行動して下さい。また、環境美化・物品保護を心掛けて施設を正しく利用して下さい。

2. 施設の利用時間について

- ① 施設の利用時間は下記のとおりとします。

乗馬センター馬場（入厩日）13:30～16:30（競技日）9:30～16:30

乗馬センター事務所会議室・テント設営 8:00～18:00

厩舎地区（入厩日）8:30～入厩可能 ※ガードマン不在時は厩舎門を閉鎖します。

※競技会等最終日の作業（後片付け・退厩作業等）及び大会事務室等の退去が18:00を超えないようスケジュールを作成して下さい。

- ② 放送機器の音量の設定につきましては、一般来場者（競馬観戦者）への配慮をお願いします。
③ 当該休務日の施設利用は、原則として認めません。

3. 提出書類について

- ① 主催者は、下記提出書類を期限厳守の上、乗馬センターに提出して下さい。
② 馬糞等処理費、厩舎消毒費、光熱水費（各実費）を後日主催者へ請求します。その際、施設利用調書（様式4）及び、施設利用状況報告書（様式9-①）に基づいて請求しますので、記載漏れ・間違いのない様にして下さい。

・必要書類の提出期限 ※各様式別紙参照

〔大会1ヶ月前〕大会等申請書（様式1）、誓約書（様式2）、入厩届（様式3-①）、

入厩届主催者確認書（様式3-②）、施設利用調書（様式4）、馬場利用調書（様式5）

〔大会1週間前〕馬房割表（様式6）、大会用駐車証申請書（様式7）

〔大会期間中〕診療・装蹄・各種施術申請書（様式8-①、③、⑤）、報告書（様式8-②、④、⑥）

〔大会終了時〕施設利用状況報告書〔主催者用〕（様式9-①）、施設・物品等破損状況報告書（様式10）

※馬場整備（ハロー掛け）は競技会開始前のみ実施できます。詳細は乗馬センターにお問い合わせ下さい。
業務の都合上、実施できないこともあります。

4. 入・退厩の方法及び防疫業務について

- ① 「東京競馬場入厩条件」（別紙I）を確認して下さい。なお、入厩条件不備馬は入厩拒否となります。
② 主催者は、大会等1ヶ月前までに参加団体すべての「入厩届（様式3-①）」において、入厩条件を満たしているか確認のうえ、「入厩届主催者確認書（様式3-②）」と併せて乗馬センターに提出して下さい。
③ 主催者は、各参加団体が「馬健康手帳」を入厩後速やかに競走馬診療所または乗馬センターへ提出することおよび当該職員による入厩審査を受けるよう指導して下さい。

（受付時間：午前8:30～12:00、午後13:00～16:30）

※東京競馬場が定める防疫対策の一環として、入厩審査を設けております。入厩審査が終了するまでは、馬を馬房から出すことはできません。

- ④ 主催者は、馬匹の入退厩に関わる責任者として、「入退厩責任者」を配置して下さい。なお、施設利用調書（様式4）の「入退厩責任者」欄に、氏名と連絡先を明記して下さい。
- ⑤ 入退厩責任者は、競技会等最終日の18：00までに入厩馬全頭が退厩できるよう努めて下さい。

5. 治療及び装蹄について

- (ア) 競技会等の運営に際しましては、主催者が獣医師及び装蹄師を手配して下さい。
- (イ) 当場内でJRA職員以外の獣医師、装蹄師による処置、若しくはマッサージなど各種施術を行う場合は「診療・装蹄・施術申請書（様式8-①③⑤）」及び「診療・装蹄・施術報告書（様式8-②④⑥）」を提出して下さい。
- (ウ) 当場内での薬物使用は、日本中央競馬会の薬物取締りに関する規定に準じて実施して下さい。

6. 駐車場について

- ① 駐車許可証は、競技最終日の18：00までに、主催者が乗馬センターまで一括返却して下さい。
- ② いかなる場合においても、無断及び指定場所以外の駐車に対しては厳格に対処します。

7. 競技会場等の設営・後片付けについて

- ① 主催者は、競技会場等の設営に際し「設営責任者」を配置し、乗馬センターと連絡を取りながら安全に作業を行って下さい。また、物品等の取り扱いは丁寧に行って下さい。
なお、施設利用調書（様式4-①又は②）の「設営責任者」欄に、氏名と連絡先を明記して下さい。
- ② 「設営責任者」は、競技会等最終日には利用した全ての施設の確認を行って下さい。施設利用以前と同様の状態に戻っているか（原状回復がなされているか）、借用物品や施設に異常がないか、ゴミ等は適切に処理されているかを確認して下さい。

8. 施設・物品等の破損について

- ① 施設や物品、競技で使用した障害物等が破損若しくは紛失した場合には、直ちに主催者が乗馬センターに報告し指示を仰いで下さい。
また、競技会最終日に破損状況がわかる画像を添付した施設・物品等破損状況報告書（様式10）を、乗馬センターに提出して下さい。
- ② 場内の施設・備品・障害物等を破損若しくは紛失した場合には、原則として主催者に弁済・修復して頂きます。

9. その他

- ① 盗難その他の事故については、一切責任を負いませんのでご了承下さい。
- ② 厩舎構内で放馬があった際には、直ちに厩舎門にご連絡下さい。
- ③ その他不明な点は、あらかじめ当場の各担当者と相談して下さい。
- ④ この施設利用心得に違反したり、規律を乱したりした者（主催者・競技会等参加者）は、その後の利用をお断りすることがあります。